

## 公 告

### 令和8年度 第1回栃木地方最低賃金審議会の公開について

標記の審議会を下記のとおり公開いたします。

傍聴を希望される方は、下記の申込要領によりお申し込みください。

#### 記

1 日 時 令和8年7月2日（木） 午後2時から

2 場 所 宇都宮市明保野町1番4号  
宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

3 議 題

- (1) 栃木県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (2) 栃木県最低賃金専門部会について
- (3) 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について
- (4) 栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について
- (5) その他

4 傍聴者 8名以内

5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに傍聴を希望する審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及びメールアドレスを記入の上、郵送又は電子メールにて下記あてお申し込みください。（上記以外の方法（FAX等）による申し込みは無効とします。）

電子メールにて申し込みをされる場合、必ずメール本文に審議会の開催日等の必要事項を記入するようにしてください。

ファイルが添付された電子メール及びメール本文に差出人の記載のない電子メールは受け取れないので、注意してください。

様式は任意です。申込締切日は、令和8年6月29日（月）午後5時（必着）です。

〒320-0845

宇都宮市明保野町1-4 栃木労働局労働基準部賃金室

メールアドレス [tochigisaichin@mhlw.go.jp](mailto:tochigisaichin@mhlw.go.jp)

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴をお断りする方に対しては、審議会の前日までに電話又は電子メールで連絡いたしますので御了承願います。

なお、希望者多数のため抽選を行った結果傍聴予定者となった方より審議会の前日午後3時（必着）までに傍聴辞退について郵送又は電子メールで連絡があった場合には、傍聴をお断りする又はお断りした方の中から再抽選を行い、傍聴についての連絡を電話又は電子メールで連絡いたしますので御了承願います。

- (3) 審議会当日は、開始 10 分前までに来場し、傍聴者名簿に記入してください。  
入室は 5 分前からとなります。なお、審議会開始後の入室は認められませんので御注意  
ください。
- (4) 当日は、申し込みいただいた本人であることを確認させていただくことがあります。
- (5) 審議会の一部を非公開とする場合があります。この場合には、傍聴人は速やかに退室  
していただきます。
- (6) 車椅子をお使いになられる方は、その旨を申し込みの際にお書き添えください。  
また、介助の方がいる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

6 審議会傍聴に当たっては、次の事項を厳守してください。

- (1) 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。
- (2) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (3) 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- (4) 写真撮影やビデオカメラ・レコーダー等の録画・録音機器の使用はご遠慮ください。
- (5) 静粛を保ち、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- (6) 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- (7) プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそ  
れのあるものは会場には持ち込めません。
- (8) ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場では着用しないでください。
- (9) 銃刀類その他の危険なものを持っている人、酒気を帯びている人、その他秩序を乱す  
おそれがあると認められる人の傍聴はお断りいたします。
- (10) その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。
- (11) 上記の各事項に反する行為を確認した場合は、退室していただくことがあります。

7 その他

- ・駐車場が混み合っておりますので、バスなどの交通機関を御利用ください。

栃木地方最低賃金審議会

(事務局：栃木労働局労働基準部賃金室

電話 028-634-9109)

